

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.63

新型コロナウイルスの世界的流行 — 最新情報

アフリカ大陸で第三波の感染拡大が起こりつつあると見られる現在、新型コロナウイルスの世界的流行は相変わらず多くの国々に混乱を引き起こしている。ロックダウン規制の結果として業務処理能力が低下しているとはいえ、アフリカのほとんどの国の知財当局は業務を継続している。クラスターが発生したことで知財当局が一時的に閉鎖されることはかなり頻繁にあるが、日常の業務に生じる混乱はどうか最小限に抑えられている。とはいえ、知的財産のすべての分野を通じて、職員数の減少が各種事案の処理に不可避的な影響を及ぼしている。その現状については以下のサイトを参照されたい：[COVID Effects on IP Registries - Africa Update 2021 \(adams.africa\)](https://www.adams.africa/COVID-Effects-on-IP-Registries-Africa-Update-2021)

ARIPO — 第 10 期作業部会が産業財産権に関わる議定書の改正について討議

2021 年 5 月 13 日、14 日の両日に、ARIPO 第 10 期作業部会がバーチャル会議の形で開催された。作業部会は、ARIPO の存立基盤であるバンジュール議定書を国際標準に適合させ、利用者および加入国のニーズに対応することを視野に、様々な分野で活動している人々から情報を得るという目標を掲げている。

この作業部会は、加入国の知財実務者、登録機関の職員およびオブザーバー資格のある部外者から構成されている。作業部会は、対象となる分野を明確にした上で ARIPO の議定書および規則の改善・改正を提言するという任務を課されている。

今回の会合では、加入国の特許性に対する異議申立と譲渡および実施許諾の登録手続が焦点となっていた。作業部会はさらに、ARIPO の商標制度を規定しているバンジュール議定書の運用に関して、対象となる分野の状況を検討している。ARIPO 事務局に対して細部の改正案が 1 件提出されたが、それは、係属中の出願について新規の代理人が任命された場合は当該出願の願書を提出した代理人にその旨を通知するというものであった。

さらに、バンジュール議定書の第 10 条に新たな条項を追加することによって同議定書を改正することが提案された。新規に追加される規定は、期限に関する規定を同議定書、施行規則および実施細則に盛り込むものである。現在、これらの規則には期限が遵守されなかった場合にもどのような処置がとられるかが明記されていない。また、規則 11 の 2 の 1 を修正して願書受理後の早期公開を求める請求に関する規定を盛り込むという提案もなされた。そうすれば登録の時期を早めることができる。特に後者の案は商標権者に利益をもたらすものであるため、実務者から歓迎された。

一般的な注釈の中で、作業部会は 2020 年度に ARIPO に出願された特許および商標の件数が減少していることを認めているが、減少をもたらした状況要因は把握しており、電子出願プラットフォームの利用が著しく増加したことも確認している。電子出願プラットフォームの運用は、新型コロナウイルスによるロックダウン期間中も滞りなく継続され、ARIPO が従来どおりの機能を十分に果たすことを可能にしていた。

今後は、作業部会が提出した改正案を ARIPO の技術委員会が審議し、さらに今年 8 月後半に開催が予定されている管理理事会の特別会期が始まった時点で、管理理事会による審議およびまたは承認がなされることになるだろう。¹

ARIPO — 著作権および著作隣接権の任意登録に関する議定書案の採択

ARIPO は、ウガンダ政府の支援を得て、2021 年 8 月 27 日、28 日の両日にカンパラ（ウガンダ）において、「著作権および著作隣接権の任意登録に関する議定書案の採択」のための外交会議を開催しようとしている。この外交会議には、ARIPO 加入国の閣僚や招聘された実務者が参加することになる。

この議定書は、著作権および著作隣接権の広域的な任意登録制度を確立し、著作権および著作隣接権に関する広域的なデータベースを創出し、維持するものとなる。同議定書はこの種のものとしてはアフリカで最初の試みであり、その目的は、クリエイターは自らの創作から利益を得られるという保証を提供することにより、ARIPO 加入国およびアフリカのクリエイティブ産業に対する保護を下支えすることである。著作物の利用はクリエイターの収入減であり、加入国の経済成長に寄与している。

WIPO が実施した「アフリカの著作権産業の経済貢献度に関する調査」（Studies on the Economic Contribution of the Copyright Based Industries in Africa）によれば、クリエイティブ産業は各国の国内総生産（GDP）および雇用に大きく貢献している。WIPO の調査データ（2016 年～）によれば、GDP 貢献度が最も高いボツワナが 5.46%、次いでケニアの 2007 年のデータに見られる 5.32%、雇用への貢献度では 2008 年の南アフリカが最高で 4%、次いで 2009 年のマラウイの 3.35%となっている。タンザニアでは、2009 年と 2010 年の両年度において、クリエイティブ産業の貢献度が鉱業部門や採石部門を上回り、それぞれ 3.2%、2.8%となっている。マラウイでは、クリエイティブ産業の貢献度は鉱業・採石、保健衛生、教育、建築、輸送、倉庫の各部門を上回っている。ボツワナの 2018 年度のデータを見ると、クリエイティブ産業の貢献度は、水道・電気（0.3%）、農業（2%）、製造業（5.20%）など国民生活に必要な経済部門を上回っている。これらの統計は、ARIPO のリソースの結集と戦略的パートナーとの連携によりアフリカにおいてクリエイティブ産業部門がもたらす経済的利益と知的財産保護を活用する必要性が大いにあることを明らかにしている。

¹ <https://www.aripo.org/aripo-holds-the-10th-session-of-the-working-group-on-the-improvement-of-protocols-relating-to-industrial-property/>

ARIPO は、アフリカにおいて著作権および著作隣接権の広域的な任意登録制度を設けることで、著作物の尊重を保証するような環境が醸成されるだろうと考えている。著作権者は、いっそう創作活動に励み、新規の市場を開拓し、それによって自らの収入を増やそうという意欲を掻き立てられる。著作権および著作隣接権の広域的な任意登録により、その時点で著作権を監督している各国の当局と ARIPO との協力関係は拡大され、議定書の目的は実現に向かっていくだろう。

任意登録の主な利点は、著作者が登録証明書を取得できることである。この証明書は、証明書の所持者が当該著作物の著作権者であることを示す「一応の証拠」(prima facie evidence) となりうる。著作権者は、金融機関に融資や担保貸付を求め、外国から直接出資者を募り、パートナーシップを創設し、使用許諾、マーチャンダイジング、売却その他の手段により著作権を商業化する等の行為をなすことが可能になる。別の長所として、著作権をめぐる紛争が発生した際に、著作権の所有を示す「一応の証拠」として登録証明書を使用することができるという点や、証明書が著作権者の権利の管理や行使を助けてくれる場合があるという点が挙げられる。所有者に関する情報を予め知っていれば、潜在的な出資者が著作権者に連絡を取りやすくなるだろう。従って ARIPO は、アフリカ大陸に存在している創造的なコンテンツに関する情報の保護と保存に貢献することになるだろう。

ARIPO は、著作権および著作隣接権は知的財産の発展にとって極めて重要なものであるため、それらの権利を育成し、推進し、保護する必要があると考えている。登録制度により、著作権局 (CO)、著作権の集中管理団体 (CMO)、権利者および世界中の利用者の間で効果的な調整を行うことが可能になる。²

OAPI — 新たなオンラインシステムの試験計画が遅延

2020 年 12 月、アフリカ知的財産機関 (OAPI) は新たなオンライン出願システム (電子出願プラットフォーム) をテストするための試験計画の発足を発表した。当初の計画では、より広範囲の運用を開始する前に 6 つの法律事務所 (当事務所の国内提携事務所を含む) によるシステムの試験が実施されることになっていた。ところが、運用開始に遅滞が生じている。これは主として、試験計画に使用されるソフトウェアシステムの問題による。このシステムがあまりにも複雑で、ユーザーフレンドリーでないことが明らかになったのである。OAPI の告知によれば、今年度末までには試験の第二段階が開始できるだろうとのことである。

² <https://www.aripo.org/adoption-of-a-protocol-on-voluntary-registration-of-copyright-and-related-rights/>

ガーナ — ガーナの登録長官部に希望の光

今年になって間もなく、ガーナの登録長官部（RGD）はシステムの大幅なアップグレードと産業財産権事案の監査を行った。その結果、2021年1月～2021年3月に提出された知財登録出願はすべて2021年4月中旬頃になって漸く処理されていたことが分かった。しかし、RGDが2021年6月4日付で発行した通達に示されている当局の表明によれば、当局は現在、長期にわたる未処理案件を一掃する取組を行っているという。

監査とシステムアップグレードにより、2021年12月までには出願を直ちに処理することが可能になるだろうとRGDは期待している。

この監査とアップグレードを支援するため、RGDは国内の実務者たち（当事務所の提携事務所を含む）に助力を要請した。RGDの現行の実務慣行に出願が適合していないせいで新たな未処理案件が発生するケースを減らす（さらには回避する）ためである。知財事案に関わる処理の合理化とスピードアップを目指すRGDの取組は、その到来が差し迫っている新型コロナの「第三波」によって生じると予想される負荷の加重を必ずや緩和することになるだろう。

ケニア — 私的調査サービスの停止と公定調査料の引き上げ

新型コロナの世界的流行に伴って様々な制限が課されることになり、社会の様々なレベルで困難が生じている。公務員の保護と安全を保障するため、ケニア産業財産権機関は迫って通達があるまで「私的商標調査サービス」を一時停止した。当面のところ、当局職員による公式商標調査のみが実施されることになる。

ケニア産業財産権機関による上記の発表は、ケニアの公式商標調査に適用される公定手数料の引き上げに続いて行われた。「私的商標調査サービス」の再開時期については何も述べられていないが、新型コロナに関わる規制がまだ実施されているため、「私的商標調査サービス」の安全な再開が可能になるまでには、もう少し時間がかかるかもしれない。

ナイジェリア — 商標・特許・意匠登録局が初の「特許・意匠公報」を公開

ナイジェリアの商標・特許・意匠登録局は、最近、同国で初となる「特許・意匠公報」（Patents and Design Journal）を複数公開した。第1号第1部、第1号第2部という番号を付された上記の公報は、それぞれ2021年3月17日および同月26日に公開された。異議申立期間は公開日から60日である。ナイジェリアの登録機関が同国で出願された特許または意匠の詳細を公開したのは初めてであり、歓迎すべき展開である。現段階では、「特許・意匠公報」の公開頻度について確かなことは言えないが、公開は登録機関の裁量に従って行われるものと予想されている。

南アフリカ — 特許登録機関が関係書類のコピーを容認

伝統的に、特許および意匠の出願時に当該出願を支持するために提出される公式文書（書式 P.3/D.3,P.26 および譲渡証書）は、原本に手書きの署名を付す形で作成されてきた。しかし最近になって同国の登録機関は、出願手続の変更点をいくつか示した実務細則を発行した。この細則には、登録機関の裁量に従って譲渡証書や発明の開示に関する合意書を（DocuSign のような）電子文書として作成することが認められる、という規定が含まれていた。他の公式文書の作成に関する限り、当局の裁量権に関する規定はまったく存在しないため、この点については更なる解明を待つことになる。

ウガンダ — 登録局が失効した商標の更新に関する通達を発行

ウガンダ登録サービス局（URSB）は公告を発行し、失効した商標登録の更新を呼び掛けた。この公告は、日刊紙「New Vision」の 2021 年 5 月 25 日号および同年 6 月 15 日号に公開されたもので、失効した商標登録の権利者に対し、公告の日付から 30 日以内に各自の商標を更新するよう呼び掛けている。期限内の更新がなければ、その商標は登録簿から抹消される。

失効した商標登録のリストは URSB のウェブサイト（www.ursb.go.ug）に掲載されている。ウガンダの商標登録を所有する権利者は、失効した商標の更新手続を進めるよう奨励されている。それも、できる限り早い時期の更新が勧められている。

ウガンダ — 商標規則の改正

2021 年 2 月 5 日、ウガンダは同国の改正商標規則（2021 年規則第 9 号）³（以下「改正規則」）を公布した。この規則は、商標規則（2012 年規則第 58 号）（以下「旧規則」）を改正するものである。改正規則には、商標法（2010 年法律第 17 号）（以下「商標法」）の実務的な側面に関わるいくつかの欠点に対処するための変更が盛り込まれている。それと同時に、改正規則はウガンダの商標実務を国際的な商標実務の標準に合致させるものとなる。最も注目すべき改正点を以下に掲げる。

- 商品およびサービスの分類はニース分類第 11 版に従う旨の確認。
- 2021 年 5 月 11 日まで商標出願の公開は「官報」によって行われていたが、今後は専門の「商標公報」によって行われる。ウガンダ登録サービス局（URSB）による最初の商標公報の発行日は、2021 年 5 月 14 日である。
- 商標代理人は登録局への登録を要求されることになる。登録局は、当局に登録されている公認代理人のリストを当局のウェブサイト上で公開する。

³ <https://ursb.go.ug/?s=trademark+amendment+regulations+2021&submit=>

ジンバブエ — 業務面の制約に挫けず前進を続ける ZIPO

ジンバブエ知的財産庁（ZIPO）は、当局の産業財産自動化システム（IPAS）が運用を再開したという事実を歓迎しているが、登録局の業務は新型コロナの蔓延により深刻な悪影響を被っている。ジンバブエはいち早く第三波が到来した国の一つであり、現在ロックダウンのさなかにある。そのため、ZIPO は非常に限られた職員数で業務を遂行している。

ZIPO は、出願の受理証明の発行は出願日の順に行われること、適正に提出された出願については優先日が承認されることを確認している。登録局も 2021 年 7 月 6 日付で最初の公報を発行し、閲覧に供している。しかも、公報発行のために新規に任命された登録局の職員は、将来的には公報上で公開される出願の件数を増やし、公報発行の頻度も増やしていくという当局の意向を伝えている。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 63

[著者]
Adams & Adams

Adams&Adams

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Adams&Adams が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。